

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者にかかる 国民健康保険税の減免について

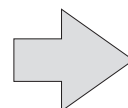
問 税務課 住民税係 ☎92-7918

減免の対象

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険税が減免となります。

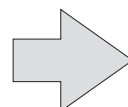
【保険税の減免の対象となる方】

新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、
又は重篤な傷病を負った世帯



保険税を全額免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、
主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯



保険税の一部減免

（※）保険税が一部減免されるには、下記要件の**全て**に該当する必要があります。

【要件】（1）事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の収入の種類ごとに見たいずれかの収入が、

前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

（2）前年の所得の合計額が1,000万円以下であること

（3）収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

保険税の減免額

保険税の減免額は、減免対象保険税額（ $A \times B / C$ ）に減免割合（D）をかけた金額です。

▽減免対象の保険税額（ $A \times B / C$ ）

- A：世帯の被保険者全員について算定した
保険税額
- B：世帯の主たる生計維持者の減少が
見込まれる収入にかかる前年の所得額
- C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の
前年の合計所得金額



▽合計所得金額に応じた減免割合（D）

- 300万円以下の場合：全部（10分の10）
- 400万円以下の場合：10分の8
- 550万円以下の場合：10分の6
- 750万円以下の場合：10分の4
- 1,000万円以下の場合：10分の2

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険税の全額を免除します。

申請に必要な書類

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・令和3年中の収入見込み額がわかる資料
- ・令和2年中の収入がわかる書類（確定申告書及び事業収支の帳簿や給与証明書等）
- ・保険金や損害賠償等により補填されるべき金額がわかる書類（保険契約書等）
- ・事業等の廃止や失業をしたことがわかる書類（廃業等届出書や事業主の証明等）

減免の対象となる保険税

令和2年度分及び令和3年度分の国民健康保険税であって、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限を設定されているものが、減免の対象となります。

※申請は、国民健康保険税納税通知書（令和3年度納税通知書は6月中旬に発送予定）が到着してからとなります。詳しくは、納税通知書に同封している文書又は町ホームページをご確認ください。

▽注意事項

- ・（新型コロナウイルス感染症の影響により）会社都合で離職した方については、本減免ではなく、非自発的失業者にかかる保険税の軽減を適用いたします。
- ・同一世帯内の未申告者の方は、収入の申告をしていただいてから減免の申請をしてください。

令和3年度国民健康保険税の軽減判定の基準が変わります

問 税務課 住民税係 ☎92-7918 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

国民健康保険税の均等割・平等割は、世帯の所得に応じて、7割・5割・2割に軽減する制度があります。令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しにより、軽減判定所得基準が以下のとおり変更になります。

軽減割合	軽減判定所得基準	
	令和2年度（改正前）	令和3年度（改正後）
7割	基礎控除額 33万円以下	基礎控除額 43万円 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	基礎控除額 33万円 +28万5千円×被保険者数 以下	基礎控除額 43万円 +28万5千円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割	基礎控除額 33万円 +52万円×被保険者数 以下	基礎控除額 43万円 +52万円×被保険者数 +10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※給与所得者等とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方のことです。

※令和3年度の国民健康保険税は、税率の改正はありません。

❗ 保険税は必要とされる医療費等をもとに決定するため、医療費が増加すると納める保険税も増加します。医療費の適正化のために、①かかりつけ医・薬局をもつ、②重複受診をしない、③ジェネリック医薬品を利用する、など上手に医療機関を利用しましょう。

18歳以下の子どもが3人以上いらっしゃる世帯の方へ 国民健康保険税の均等割額を減免します

問 税務課 住民税係 ☎92-7918 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

町では、子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険に加入する18歳以下の子どもが3人以上いる世帯に対して、第3子以降の子どもに係る国民健康保険税の均等割額を減免します。

減免となるのは、国民健康保険に加入する18歳以下（年度末時点）である第3子以降の方の均等割（医療分・後期高齢者支援金等分）です。なお、この減免についての申請は不要です。

マイナンバーカード保険証利用の延期について

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

国は、マイナンバーカードを保険証として利用できる仕組みづくりを進めています。

当初、3月から保険証利用が開始される予定でしたが、延期となりました。令和3年10月頃までには本格運用が開始される予定です。

町では、マイナンバーカードを保険証として利用するための登録を随時受け付けています。マイナンバーカードをお持ちの方は、ぜひご登録ください。

国民健康保険 一部負担金の減免・徴収猶予について

問 福祉課 保険年金係 ☎92-7934

国民健康保険被保険者の方で「災害」や「収入の著しい減少」等により生活が困難となった場合に、世帯主の申請により、医療機関で支払う一部負担金の減免や徴収を猶予することができます。